

組合だより 第24号

目次

- 1 組合長挨拶・森林林業白書の概要
- 2 都の森づくり事業利用者の声
- 3 京都市森林組合のお悩み相談室
- 4 組合からの連絡 他

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地

御挨拶

代表理事組合長 吉田英治

組合員の皆様、残暑お見舞い申し上げます。祇園祭までの長雨、その後の打って変ったの酷暑、連日30度を超える日々体調を崩された方もおありかと案じております。

さて、常日頃は何かと組合の運営のためお力添えを賜り有難うございます。本年度2回目の「組合だより」をお届けすることになりました。

うれしい話題がありますのでお知らせします。すでにお聞き及びのことと思いますが、府におかれては森林環境税を来年度から導入し、その税を森林の保全、整備、林業の活性化に限り充てる(目的税)との方針が発表されました。10年前より我々林業関係者が要望していた案件であり、真に喜ばしく感謝しており知事や府議の皆様の御英断に感謝するしだいです。一方、一般の市、府民の方々には迷惑な話かもしれませんが、今後、記憶にも新しい市内の河川の氾濫がおこらないよう、山のもつ保水力を高め、水源を涵養するなど治山治水の観点からの御理解をお願いし、安心安全な市民生活ができるよう、私共も地道な努力を続けていくこととお約束しご挨拶とさせていただきます。

組合からの連絡

組合員の皆様で山林の名義変更や、所有権移転、お住まいの住所変更など、また、代表者の変更や相続による変更等あらゆる移動が生じた場合は変更届を提出していただき、それに基づき組合員の登録内容を変更するという形式で届出制により執り行っております。届の申請は、ご本人様または相続人様の申請により受付をいたします。移動が生じた際にはできるだけ早く組合にお届けください。変更届の用紙は下図で示しております書式を別紙にて同封いたしておりますが、組合に備付もしており、また、ホームページ (<http://kyotoc-morikumi.jp/>) からダウンロードできますのでご利用ください。

尚、相続加入につきましては相続開始後90日以内に申し出ると被相続人の権利義務を継承することができると定款上なっております。相続継承につきましては変更届に加えて別紙相続継承用の用紙に記載いただく事となります。相続継承用の用紙につきましては郵送等いたしますのでお早めの手続きをお願いいたします。

変更届

- ① 組合名義変更
 - 変更前氏名
 - 変更後氏名
 - 〒
 - 住所
 - 氏名
 - 電話
 - 生年月日
 - 現行名義人との続柄
- ② 所有山林の増減
- ③ 住所変更
- ④ 代表者変更



登録事業体の声

株式会社緑匠

会社の創業は平成7年で、従業員の数4人です。実施する作業は植林などの造林作業から下刈り、枝打ち、間伐などの撫育作業、道の開設、補修その他危険木の伐採までこなしています。

山仕事や木の伐採はとても危険で大変なことも多いですが、組合の担当者から山主様が「山をきれいにしてくれてありがとう」と喜んでいただくとやりがいを感じますね。また、自分たちが植林した木が、一人前に成長していくのを見ると、あの苗がここまで大きくなったかと感慨深いものを感じます。

そして、従業員が一人前に育っていくことにも喜びを感じます。

今後も、山の木が立派に生育できるように、少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお祈りいたします。

※登録事業体：京都市森林組合の一定の基準を満たした事業体

森林林業白書

5月29日に「平成26年度森林・林業白書」が閣議決定され、公表されました。冒頭のトピックスでは平成26年度の特徴的なものとして以下の内容が記載されています。

① 映画「WOOD JOB!」で「森林の仕事」が注目

林業の世界に足を踏み入れた若者が主人公の映画が公開され、林業がエンターテインメントの世界でも注目を集めました。

② 「CLTの普及に向けたロードマップ」が公表

平成26年11月には林野庁と国土交通省が今後のCLTの本格的な普及に向け、CLTの普及に関する施策を計画的に進めるとともに、その具体的内容とスケジュールを幅広く周知し、関係者の取り組みを促進するため、「CLT普及に向けたロードマップ」を取りまとめ、公表しました。

③ 「山の日」が国民の祝日に

平成26年5月には「祝日法」が改正され、「8月11日」が「山の日」として国民の祝日と定められました。(施行は平成28年)

④ 長野県、広島県等で山地災害が多発

平成26年度は、台風や前線による集中豪雨に相次いで見舞われ、日本各地の広い範囲で山地災害が多発し、特に長野県や広島県等では住民の生命が失われました。

注) CLT: 一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

都の森づくり事業 利用者の声

事業を実施させていただいた組合員様より以下のようなお声をいただいております。



鞍馬地区 梁瀬 忠夫 様

苦勞

先祖が子や孫のためなどと守り続けてきた山林。植林・下刈り・枝打ち等、地道な作業を繰り返し実施して来た。

放置

昭和50年代、輸入材に押され、木材価格が低迷。山を守るというより、木材の単価に価値観を持っていた私たちは、山の手入れを怠り結果として山林は荒れ放題。

少しの光

荒れ放題の森林に見かねた国は、平成10年代に入り間伐に力を入れ、森林組合主導で大規模な取り組みが行われ少しは山に活力が戻ってきた。考えてみよ！本来、山林所有者の主導で行うべき手入れ、組合は少し手伝うというのが本筋ではないか。結果としては同じであるが何かが違うのではないか？。

天からの声

少し山に活力が出始めたが、先祖がつぶやいた。『しっかりせよ。息子たちよ。先祖は治山、自然環境など人間が生きるための山の重要性を知って努力したんだよ。』私たちはその思いをかみしめ、未来に向かって努力しなければならないと私は思った。



大原地区 飯尾 貴史 様

森林組合へ長期の経営委託をお願いしており、長年入れなかった杉谷林道の利用間伐を実施して頂きました。自分たちではできない作業を実施していただき、間伐後の蘇った林分を見て「やっぱり山は手を入れないと

(間伐してやらないと) ダメだなあ」と痛感しております。

間伐材の販売代金の還元もあり、今後も利用間伐の施業提案をしていただければと思っております。

京都市森林組合のお悩み相談室

組合員様のご相談に
組合がお答えします

質問 Question

10ヘクタールの山を持っています。山の整備をしたほうがいいとは思いますが、資金的な余裕もなかなかありませんし、山からの収入が期待できない中、資金を山にかけることもできません。どうしたらよいのでしょうか。



回答 Answer

森林が持つ公益的機能は多種多様で、私たちは安全で快適な生活を送るために欠かせない様々な恩恵を山から受けています。山を所有し適正管理することは国の保全に一翼担うと言って過言ではありません。組合員様には山林を所有していることを改めて自負して頂きたいと思います。

しかしながら木材価格の低迷、林業採算性の悪化は否めず、継続的な適正管理は困難な状況にあります。

組合では森林長期(10年間)経営委託と言う組合員様とご契約を交わし組合が管理するサービスを展開しております。未だ不十分なところもございますが、現在約280名の組合員様と締結させて頂いておりますので、一度森林組合へご相談ください。

質問 Question

隣接者との境界がわからなくなっています。今後のことを思うときっちりと確定しておきたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

回答 Answer

ナーバスな問題ですね！組合でも長年対応に苦慮している案件です。

「先代に一度教えてもらったきりで記憶が曖昧で・・・」とよく聞くセリフです。

お早めの対応が賢明です。先送りにする程、厄介な問題になり兼ねません。最終的には民々のお話ですので、お隣の山主さんとの合意が必要になってきます。

地籍調査並みに実施すると時間と費用が嵩みますが、組合では簡易的な境界明示を模索しております。条件がございますが、一度、森林組合まで足をお運びください。